

妙高市家族と環境にやさしい住宅取得等支援事業 【交付申請】 確認チェックリスト

共通	① 市内に住んでいる方（1年以上）は、申請時、40歳未満であり、かつ市税等の滞納がない。【申請日： 】 ※妙高市に居住してから1年未満の方、これから転入してくる市外の方は年齢不問	☐
	② 対象物件及び土地は、実績報告までに申請者の名義で登記され、1/2以上の所有権を有するものである。	☐
	③ 対象物件は居住用住宅である。（生活に必要な居室、トイレ、台所、浴室が備わっている一戸建住宅） ※店舗兼住宅の場合は延床面積の1/2以上が住宅部分であること。	☐
住宅取得	① 対象物件は延床面積が50㎡以上である。※店舗兼住宅の場合、住宅部分の延床面積が50㎡以上である。	☐
	② 契約書を交わしている。（土地もある場合は、土地の売買契約書も含む）	☐
	③ ・新築物件は申請時において工事請負契約後、工事着工前の提出である。【契約日（新築）： 】 （土地分については、売買契約日から180日以内のもののみ場合、住宅分と合わせ申請できる。） ・建売・中古物件は契約後30日以内の申請である。【契約日（建売・中古）： 】	☐
	④ 必要書類がそろっている。 【共通】 ☐記入済みの交付申請書 ☐契約書の写し（工事請負契約書、土地・建売・中古は売買契約書） ☐案内図 ☐各階平面図 ☐転入誓約書（転入者のみ） ☐婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し（該当者のみ） 【新築】 ☐見積書 ☐BELS評価書の写し又は評価機関へ提出した書類の写し（該当者のみ） 実績報告までには、BELS評価書の写しが必要となる。 ☐着手前写真 【中古・建売】 ☐現状写真	☐
家財処分	① 令和7年4月1日以降に、妙高市空き家情報登録制度に登録済みの物件を購入する者。	☐
	② 妙高市の一般廃棄物処理許可業者と契約書を交わしている。【契約日： 】	☐
	③ 契約後、作業開始前の申請である。【作業日： 】	☐
	④ 必要書類がそろっている。 ☐記入済みの交付申請書 ☐契約書の写し ☐見積書 ☐着手前写真 ☐転入誓約書（転入者のみ）	☐
増・改築	① 転入者は申請時現在、申請者が居住している住宅、または、新たに取得する中古住宅が対象。	☐
	② 市民については、下記のすべてに該当する方が対象。 ・申請時、40歳未満であること。 ・市税の滞納がないこと。 ・令和7年度中に売買契約した中古住宅について増改築支援の申請をする方	☐
	③ 契約書を交わしている。	☐
	④ 契約後、工事着工前の申請である。【契約日： 】 【工事着工日： 】	☐
	⑤ 100万円以上の工事である。	☐
	⑥ 工事内容は、補助金対象工事である。（対象工事はパンフレットに記載）	☐
	⑦ 必要書類が揃っている。 ☐記入済みの交付申請書 ☐契約書の写し（市民の場合は中古住宅の売買契約書も含む） ☐平面図（工事面積、工事個所が分かるもの） ☐見積書 ☐着手前写真 ☐対象物件の登記簿謄本 ☐転入誓約書（転入者のみ）	☐